

日本の体育体系に関する研究

——昭和戦時期の動向——

川 上 雅 之

(昭和52年9月16日受理)

序 論

この期は、昭和12年から昭和20年（1937～1945）にかけてのいわゆる戦時期であり、戦争を中核として社会全体が動いた偏向的硬直期といえる。

この間、政府は、国民の国防力、戦闘力の向上と皇国民教育を目標とした精神主義的教育論を体系化していったのである。

それは、体育教育の比率を非常に強化するものであり、昭和11年学校体操教授要目第二次改正以降国民精神総動員運動を国家的施策に、軍事教練、武道の強化を実施し、行政機構の改編から精神鍛錬、体力強化の「鍛錬論」を本筋とした体育体系の構築、さらには、学制改革から体錬科の成立へと戦時下の教育、体育体系を構成し、軍国思想を指導理念とした本格的戦時体系を確立していったのである。

これは、日本における体育を鍛錬主義的な技術論、技能論としての作業的体育論へと導いた偏向的要因であり、昭和戦時期における体育体系構築の根本的要因といえる。

つまり、戦時期の鍛錬主義的指導体系は、体育的構成要素に社会的背景と概念が存在したものであり、戦後日本の体育が発展するうえで非常に障害を残した体育論といえる。

それは、日本の体育政策が軍国思想をあまりにも表面的にしたためであり、教育的体育体系から体力の強化、体位の向上という軍国的身体目標に縮小され、非常時の国民登録という国家的管理手段にまで発展していった偏向的体育体系の構築といえる。

従って、この期の体育的動向は、軍国思想を基盤にした鍛錬的体育体系の構築と展開といえるが、国民精神総動員運動のなかに戦時体育を発足させ、教育審議会による学制改革、そして戦時下の非常措置方策による体育活動と非常に複雑な社会的要因と背景が存在すると推測できる。

そこで、昭和戦時期における日本の体育体系構築の動向を社会的諸要因との対比から考察したい。

目 次

I. 戦時体育の発足

1. 国民精神総動員体制と体育的動向

2. 厚生省と体力政策
- II. 学制改革と体育的動向
 1. 国民学校体錬科教授要項
 2. 師範学校体錬科教授要目
 3. 中等学校体錬科教授要目
- III. 戦時学徒体育訓練実施要綱
- IV. 社会体育の動向
- V. 結 尾

I. 戦時体育の発足

1. 国民精神総動員体制と体育的動向

日本の社会は、昭和12年7月7日蘆溝橋で日中両軍衝突以来昭和20年8月15日第二次世界大戦終結に至る間、すべてが戦争と直結した戦時体制下におかれたのである。

それは、日中戦争の長期化によっておこったものであり、日本全土を戦時色の強い軍事体制下へと統制していったのである。

昭和12年3月文部省は、「国体の本義」を出版し我が国の国体、国民精神等を強調した。昭和12年8月24日閣議は、「国民精神総動員実施要綱」を決定、ここにおいて国民精神総動員運動は、実質的に実施体制へ入ったといえる。

昭和12年10月12日「国民精神総動員中央連盟」が結成、12月16日文部省は、「国民精神総動員ニ際シ体育運動ノ実施ニ関スル件」を通牒した。

それは、「体育運動ハ心身一体ノ鍛錬ニ依リ、国民ノ体位ヲ向上セシメソノ精神ヲ振作シ、国民ヲシテ克ク国家ノ使命ニ応ズベキ健全有為ナル資質ヲ具ヘシムルヲ本旨トス」と心身一体の鍛錬によって、体位の向上、精神の振作をはかる体育の性格を明確にし、国家の使命にそう人材の育成を国民精神総動員体制下における体育運動の本旨としている。

また、「而シテ現下ノ重大ナル時局ニ当リテハ、国民精神総動員ノ趣旨ニ則リ益々体育運動ノ奨励ヲ図リ、之ガ健全ナル普通発達ヲ促進スルハ極メテ緊要ノコトナリ」と現社会情勢下において体育運動を、国民精神総動員の趣旨によって奨励している。

これは、戦時期における日本の体育体系の方向性を決定する直接的要因であると同時に、文部省の非常時体育運動の国民大衆主義に並行する方策であった。

そして、別記一～八項目によって、現下における体育運動の方法と指導性を提示したのである。

それは、軍国思想を基盤にしての国民意識の昂揚と精神訓練の重視が説かれたもので、団体訓練等集团的体育行事の実施によって、国民の精神統一を目標にした政府の体育的施策といえることができる。

とくに、二項「体育運動ノ実施ニ際シ身体ノ修練ヲナストモニ、特ニ精神訓練ニ重キヲ

置キ、就中挙国一致、堅忍持久、進取必勝、困苦欠乏ニ耐フルノ精神ヲ鍊磨スルコト」は社会情勢下における体育運動の方向を、身体の修練と精神の鍊磨におき、「挙国一致」、「堅忍持久」、「尽忠報国」の三大スローガンを掲げ、「官民一体」の一大国民運動へと発展させようとしたのである。

そして、昭和13年4月1日「国家総動員法」の公布は、戦時期の人的、物質的面における国家管理の基礎を固めたといえる。

また、昭和13年8月2日「体育運動実施ニ関スル件」が通達され、物質面の節約、教材・用具の選択、活用などについて指示が出された。

そして、体育運動は、身体の修練と精神の練磨による挙国一致の最適手段として国家的施策のなかに体系づけがなされていたのである。

つまり、日本における戦時体育は、昭和12年8月国民精神総動員運動によって体系づけられ、軍事体制下において構築されたといえることができる。

それは、明治6年に始まる日本の「体操科」制度を「体練科」へ改変する原動力となったものであり、軍事施策としてはあるが、身体の修練、精神の練磨による心身一体の体育観を構築し、体育運動を媒介として統一体に仕上げようとした体育方策を国民精神総動員体制下より伺うことができる。

これは、国民の心理的昂揚から体系づけを施した戦時体育の発足を意味するものであり、精神的要素を主軸にした体力強化の国民的体育体系を思考したといえることができる。

2. 厚生省と体力政策

日本国民が体力、体位問題に強い関心を示すようになったのは、昭和6年の満州事変を境として急激に上昇していったのである。

それは、日本国民の戦時的意識による体位観念からきたものであり、体力強化政策として制度化されたものであった。

昭和12年3月31日第70回帝国議会において国民の体位向上策として「剣道ヲ小学校、青年学校ノ正課トスル件」という建議案が提出され、体位、体力政策が具体化してきた。

また、文部省は、国民の体位、体力問題として、昭和12年10月1日本年度より5ヶ年計画をもって在学者の体位調査を実施することに決定した。

昭和13年1月11日「厚生省」の設置、4月28日「日本厚生協会」の発足によって、従来文部省一本であった体育行政は、文部省・厚生省の二本立となり、内容的に整備拡充がはかられた。

そして、厚生省は、文部省より体育運動審議会と社会体育業務、明治神宮体育会より神宮大会の主催権を継承、主に体育行政の方向と社会体育部門を取り扱う中心的機関となったのである。

それは、国民精神総動員運動と並行しての体育の方向性を示すものであった。

厚生省は、昭和13年8月22日「体力管理制度調査会」を設置、9月5日「体力章」を制

定、12月6日「国民体力管理制度調査会官制」の公布によって、体力問題を国民意識における政府施策として制度化していったのである。

昭和14年4月15日厚生省は、全国民の体力向上に資するため主要都市に総合運動場新設を決定した。

そして、昭和14年7月28日厚生省は、従来の体育運動審会を廃止して「国民体力審議会」を設置、国民の体力強化としての体育行政の体系化にのり出したのである。

昭和14年8月1日「体力章検定実施要綱」通牒、10月1日厚生省初年度体力章検定を実施、15才～25才男子に義務づけ、走・跳・投・運搬・懸垂の五種について初・中・上級を判定、国民の体力管理を決定的にした。

昭和15年4月8日「国民体力法」が公布、男子17才～19才の身体検査が義務づけられた。

昭和15年5月30日「体力章交付ニ関スル件」について通牒、9月26日「国民体力法施行規則」が発表される。

また、文部省は、小学校児童の栄養改善と体位向上を目的として、昭和15年4月30日従来の「学校給食臨時施設方法」を廃止し「学校給食奨励規程」を訓令した。

昭和16年5月28日厚生省は、体力検査の結果、筋骨薄弱の青少年の体力錬成のため全国的に「国民体力向上修練会」を開設の旨発表、8月25日厚生省男子の体力章検定とほぼ同様の規格で女子にも実施の内意を発表、11月「女子体力章検定」が制定された。

昭和17年1月23日厚生省は、国民体力の増進をはかるため帝国議会に国民体力法の改正法律案を提出、4月1日「国民体力法」が改正、従来の未成年男子を満25才、女子20才までに範囲を広げた。

昭和18年1月1日「総合基本体力増強運動」を実施、3月大日本体育会は「国民体力錬成目標実施要綱」を制定、6月29日厚生省「健民修練実施ニ関スル件」通牒、8月1日健民修練所」全国いつせいに開所、筋骨薄弱者、結核要注意青少年を収容、9月1日厚生省「女子体力章検定実施」、11月1日従来の国民精神文化研究所、国民錬成所を廃止、その統合として「教学錬成所」の官制が公布された。

昭和19年2月22日国民登録を12才～60才まで広げた。

昭和19年3月大日本体育会「国民体力錬成目標実施要綱」を作成、5月27日厚生省は「日常心身鍛錬指導方針」を決定、通達した。

以上、厚生省を中心とした国民の体力強化政策について取りあげたが、この体力強化政策は、体育運動審議会から国民体力審議会へ移行し、戦時期における日本の体育体系の中核としての体育概念を構成し、制度化されたところの体育の政府施策といえる。

II. 学制改革と体育的動向

1. 国民学校体錬科教授要項

初等教育における改革構想は、昭和13年12月8日教育審議会の「国民学校、師範学校及

幼稚園ニ関スル答申」にみることができる。

それは、皇国民育成の教育改革構想であり、新体制確立を意味するものであった。

昭和16年3月1日勅令第148号「国民学校令」の公布、3月14日文部省令第4号「国民学校施行規則」の制定によって、従来の小学校制度が廃止され、新しく国民学校制度が発足したのである。

この国民学校制度に関する改革理念は、昭和16年3月29日文部省訓令第9号「国民学校令並ニ国民学校令施行規則制定ノ要旨」によって明らかにされた。

それは、現社会情勢下における教育改革であり、「教育ノ内容及制度ヲ検討シテ其ノ体制ヲ新ナラシメ」と教育内容の改善と新体制の確立、「皇国ノ歴史的使命ニ鑑ミテ我が国独自ノ教育体制ヲ確立」という皇国民育成の教育体制確立という二点であった。

従って、国民学校制度の発足は、従来の自由主義、個人主義、民主主義、共産主義等の排除であり、皇国民錬成という教育体制下における教育的統制を意味するもので国民の精神的統一を制度化したのである。

この基本的要旨は、「我が国ノ道德、言語、歴史、国土国勢等ニ付テ習得セシメ特ニ国体ノ情華ヲ明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシムルヲ以テ要旨」と皇国民錬成のための精神主義的教育方針をその要旨としたのである。

また、教科構成は、「国民学校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ国民科、理数科、体錬科及芸能科トシ高等科ニ在リテハ実業科ヲ加フ」と5教科制を施し、明治6年以降の体操科は体錬科と改称、「体錬科ハ之ヲ分チテ体操及武道ノ科目トス、但シ女兒ニ付テハ武道ヲ欠クコトヲ得」と体錬科の教科構成を体操と武道の二領域によって柱としたのである。

昭和17年9月29日発体第179号「国民学校体錬科教授要項」が通牒された。

国民学校体錬科教授要項は、前文に「国民学校体錬科教授要目ハ更ニ審議ノ上制定セラルル予定ナル差当リ国民学校体錬科教授要項別紙ノ通決定致シタルヲ以テ国民学校ニ於ケル体錬科、教授ハ爾今本教授要項ニ抛リ克ク地方ノ情況ニ即応スル授業細目ヲ定メテ之ヲ実施セシメ以テ児童ノ濶達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ実践力ニ培ヒ皇国民ヲ錬成スルニ於テ遺憾ナキヲ期スル様学校長ヲ督励相成度依命此段及通牒。

追而右教授要項ノ実施細目ニ関シテハ別途通牒ノ予定ナルニ付為念」と定められており、体錬科教授要項における教授方針を確定した。

つまり、国民学校令及び同施行規則の趣旨にそった「皇国民の錬成、育成」ということであり、濶達剛健な心身を育成し、献身奉公の実践力をそなえた児童の養成を目標にした体錬科教授要項であった。

この要項は、1. 教授方針、2. 体錬科ノ教材、3. 教授上ノ注意、4. 体錬科授業時間外ノ体錬といった4区分によって編成されている。

教授方針については、体錬科の全体的方針であり1～8項目によって詳細な説明と方向が定められている。

これは、「身体を鍛錬シ精神ヲ鍊磨シテ濶達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ実践力ニ培ヒ皇国民トシテ必要ナル基礎的能力ノ鍊磨育成」と体鍊科における体育概念を示し、「児童心身ノ発達、男女ノ特性ヲ考慮シテ教授ヲ之ニ適合スルヤウ工夫シ鍛錬養護ヲ一体トスル指導ヲ行フベシ」と生理学上の考慮と鍛錬養護の一体制指導を施した。

そして、「快活ナル心情、公明ナル態度ヲ養ヒ礼節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンズルノ気風ヲ振作スルト共ニ規律節制、堅忍持久、質実剛健、協同団結等ノ諸徳ヲ涵養」と国家施策としての国民的態度と体育的方向の結びつきを示し、「団体的行動ニ慣熟セシメ規律協同ヲ尚ビ服従ノ精神ヲ養ヒ責任ヲ重ンジ率先躬行スル氣象ヲ振励」と精神主義的体育論を説いた。

また、「強靱ナル体力ト旺盛ナル精神力トハ国民発達ノ根基ニシテ特ニ国防ニ必要ナル所以ヲ得セシメ健全ナル心身ヲ鍛錬シ以テ尽忠報国ノ信念ニ培フベシ」と体力と精神力の養成を主体にした国防的体育論を表面的にしたのである。

従って、国民学校体鍊科教授要項は、概念的に身体の鍛錬と精神の鍊磨による皇国民の育成ということに規定したといえることができる。

体鍊科の教材は、1～9項目の説明と別表制度によって示され、第一表〔体鍊科体操〕は、（其ノ1）体操及遊戯競技、（其ノ2）教練、（其ノ3）衛生の三領域から構成、第二表〔体鍊科武道〕は、（其ノ1）剣道、（其ノ2）柔道の二領域、但し、「女兒ニ対シテハ薙刀ヲ課スル場合ニ於ケル教授要項ハ別ニ之ヲ定ム」といった体鍊科の体操体系、武道体系が確立されその領域構成が示された。

その他、「水泳」の必修、「雪滑」、「永滑」等土地の状況、指導者の確保による指導性も示しているが、前学校体操教授要目からの根本的な改正についてみることはできない。それは、軍国思想の体制化と戦時体育の確立によって、内容的に統制され縮少がみられる。

教授上の注意は、1～35項目にわたり、体鍊科の根本的方針をふまえての注意事項を取りあげている。

体鍊科授業時間外の体鍊科は、戦時体制下における課外活動の指導監督制を示している。

以上、国民学校体鍊科教授要項は、体系的に体操体系（体操及遊戯競技・教練・衛生）と武道体系（剣道・柔道・薙刀）から構成され、概念的に軍国思想を基盤にして戦時体育が確立されたといえることができる。

2. 師範学校体鍊科教授要目

師範教育の改革構想は、昭和13年12月8日教育審議会における「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル答申」によって、その基本方針が明らかにされた。

それは、「高度国防国家体制確立」のための大東亜共栄圏における指導者の養成ということに基本方針が定められ改革の構想が進んだのである。

昭和18年3月6日勅令第109号「師範教育中改正ノ件」が公布、3月8日省令第6号「師範学校規程」が制定されて、改正師範教育令の成立をみたのである。

この改革は、従来男女別に設置されていた師範学校を、「男子部女子部ヲ置ク」と規定し

その統合をはかったことと、「官立化」によって国家的統制を非常に容易にしたことであつた。

そして、文部省は、昭和18年4月訓令第9号によって師範教育刷新の要綱「1.皇国ノ道ノ先達タルベキ人物ノ鍊成ヲ為スコト。1.学校ノ程度ヲ高ムルト共ニ官立トセルコト。1.学校ノ組織ヲ整備シタルコト。1.教科体系ヲ樹立シ其ノ内容ヲ刷新セルコト。1.教育実習ノ指導要目ヲ編成シタルコト。1.修練課程ヲ編成シタルコト。1.教科用図書ヲ固定トシタルコト。1.研究科ヲ設置シタルコト」を示し、師範教育改革の大綱と趣旨を明確にするとともに訓令第10号によって、師範教育改革の意義を明示し、「師道ノ昂揚ト国民教育ノ振興」のために最善をつくすことを要望したのである。

また、教科構成は、国民科、教育科、理数科、実業科、家政科、体鍊科、芸能科、外国語科によって体系づけられた。但し、実業科は男子、家政科は女子のみに課せられた教科であつた。

文部省は、昭和18年4月1日訓令第7号によって「師範学校体鍊科教授要目」を定めた。師範学校体鍊科教授要目は、「体鍊科ハ身体ヲ鍛鍊シ精神ヲ鍊磨シテ剛健不撓ノ心身ヲ育成シ国防能力ノ向上ニカメ献身奉公ノ実践カラ充実シ教育者タルノ資質ヲ鍊成スルヲ要旨トス」とまず体鍊科における全体的要旨と方向性を定め、「体鍊科教練ハ男子ニ在リテハ軍事的基礎訓練ヲ施シ至誠尽忠培養ヲ根本トシテ心身一体ノ実践鍛鍊ヲ行ヒ国防能力ノ増進ニ資シ教育者タルノ資質ヲ鍊成スルト共ニ皇軍幹部タルノ徳性識能ヲ涵養スルモノトス。女子ニ在リテハ初步ノ軍事的基礎訓練ヲ施シ至誠尽忠ノ精神ヲ涵養シ心身ヲ鍛鍊シ団体訓練ニカメ国防能力ノ啓培ニ資シ教育者タルノ資質ヲ鍊成スルモノトス」と軍事体育に基盤をおいた体鍊科における精神的姿勢と教育的資質の鍊成を提示している。

また、教材は、「体鍊科教練ハ教練及海軍軍事講習ヲ課シ」、「体鍊科体操ハ体操及競技ヲ通ジテ心身ヲ鍛鍊シ団体訓練ニカメ献身奉公ノ実践カラ実践シ」、「体鍊科武道ハ武道ニ習熟セシメ心身ヲ鍛鍊シテ武道精神ヲ体得セシメ、男子ニ在リテハ剣道・柔道及銃剣道ヲ女子ニ在リテハ薙刀ヲ課シ、女子ニ在リテハ弓道ヲ併セ課スルコトヲ得」と体鍊科における教材配列、教練、体操、武道の領域構成と趣旨について説明している。

体鍊科教授方針は、7項目を提示し概念づけている。

それは、「1.体鍊科ノ国家的意義ヲ明ニシ特ニ国防ニ於ケル其ノ重要性ヲ体認セシメ教育者タルノ責務ヲ自覚セシムベシ。2.心身一体ノ修練ヲ通ジテ強靱ナル体力、旺盛ナル精神力ヲ培養スルト共ニ礼節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ズルノ気風ヲ振励スベシ。3.団体訓練ヲ通ジ率先躬行、没我共同ノ習慣ヲ確立シ団体行動ニ慣熟セシムルト共ニ指揮能力ヲ涵養スベシ。4.青年期心身ノ発達及男女ノ特性ヲ顧慮シ鍛鍊・養護ヲ一体トシ不断ノ修練ニ依リ心身鍊成ノ全キヲ期スベシ。5.躰、姿勢、態度、其ノ他訓練ノ成果ヲ全生活ニ具現セシメ日常ノ習慣タラシムベシ。6.国民学校ニ於ケル体鍊科ノ精神ヲ明ニシ其ノ教育ノ要諦ヲ会得セシムベシ。7.他教材トノ関聯ニ留意スルト共ニ体鍊科各科目ノ一体的関聯ニ意ヲ用ヒ特ニ修

練トノ連繫ヲ緊密ナラシメ本教科ノ趣旨達成ヲ期スベシ」と師範教育の趣旨にそった体錬科の役割りと概念について説明された。

教授上の注意は、体錬科の目的をふまえての注意事項が13項目によって提示された。

体錬科の教材は、教練（軍事演習等）、体操（体操及競技）、武道（剣道・柔道・銃剣道・薙刀・弓道）の体系と領域構成によって確立がなされた。

その他、「雪滑」「氷滑」等土地の状況、指導者の確保によって課してもよいことになっている。

以上、師範学校体錬科教授要目は、先の国民学校体錬科教授要項の基本的要旨をふまえた教授要目の構成であり、皇国民育成を本旨とした指導者の錬成であり、軍事教練体系を中軸にした体錬科教授要目といえることができる。

3. 中等学校体錬科教授要目

中等学校令は、昭和14年9月14日教育審議会における「中等教育ニ関スル答申」に基づいて改編されたものである。

その基本方針は、「中等学校教育ニ付テハ、本会ガ曩ニ答申ニ及ビタル国民学校ノ教育ヲ基礎トシ、更ニ之ヲ進展拡充シ、教学ノ本義ニ則リ皇国ノ道ヲ修メシメ、各其ノ分ヲ尽シテ皇運ヲ輔翼シ奉ルベキ中堅有為ノ国民錬成ヲ完ウセントス、之ガ為從來ノ中学校、実業学校及高等女子学校ヲ合シテ中等学校ト為シ、其ノ目的ヲ明確ニスルト共に教科ノ統合ヲ図リ実践鍛錬ヲ重視シテ人物錬成ニ帰一セシメ、国民精神ノ昂揚、学識ノ深化、識見ノ長養、体位ノ向上ニカメ、以テ斯教育ヲシテ国民生活ノ分野ニ即応シテ中堅国民タルノ材幹ヲ養成スルニ遺憾ナカラシメンコトヲ期セリ」と答申の前文によって明らかにされている。

昭和18年1月21日「中等学校令」が制定公布された。

これは、中等学校教育の本旨を「皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ錬成ヲ為ス」ということにおいた「中堅皇国民錬成」の教育改革であった。

昭和18年3月2日「中学校」、「実業学校」、「高等女学校」の規程が制定され、教科構成が示された。

それは、中学校が国民科、理数科、体錬科、芸能科、実業科、外国語科の6教科、実業学校が国民科、実業科、理数科、体錬科及芸能科で女子には家政科を課した。高等女学校が国民科、理数科、家政科、体錬科、芸能科、実業科、外国語科の教科構成からなり、体錬科は、各々体操・教練・武道の三領域が主流体系として示された。

文部省は、昭和19年3月1日訓令第1号「中等学校体錬科教授要目」を定めた。

この要目は、中等学校（男子）・（女子）に区分され、各々の構成がなされている。

中等学校（男子）は、体錬科教授要目において「体錬科ハ身体ヲ鍛錬シ精神ヲ錬磨シテ剛健不撓ノ心身ヲ育成シ国防能力ノ向上ニカメ献身奉公ノ実践カラ増進スルヲ以テ要トス」と体錬科の目標と方向性を定め、「体錬科教練ハ軍事的基礎訓練ヲ施シ至誠尽忠ノ精神培養ヲ根本トシテ心身一体ノ実践鍛錬ヲ行ヒ国防能力増進ニ資スルモノトス」。「体錬科教練

ハ軍人ニ賜ハリタル勅諭・各個教練・部隊教練・射撃・礼式・指揮法及教育法・陣中勤務・戦場運動・銃剣術・其ノ他ノ教材・軍事ニ関スル講義ヲ課スベシ」。「体錬科体操ハ体操及競技並ニ衛生訓練ヲ通ジテ心身ヲ鍛錬シ団体訓練ニカメ献身奉公ノ実践力ヲ増進スルモノトス」。「体錬科武道ハ武道ヲ修練セシメ心身ヲ鍛錬シ武道精神ヲ涵養スルモノトス」。「体錬科武道ハ第1学年及第2学年ニ在リテハ剣道及柔道ヲ併セ課スベシ但シ事情ニ依リ其ノ1ヲ缺クコトヲ得」。「第3学年及第4学年ニ在リテハ剣道又ハ柔道ノ1ト銃剣道トヲ併セ課スベシ」と体錬科における体系構成としての教練、体操、武道の領域内容の説明がなされ系統だてられたのである。

従って、中等学校（男子）における体錬科の教材構成は、教練（軍事的基礎訓練）・体操（体操及競技、衛生訓練）・武道（剣道、柔道、銃剣道）の三体系の領域構成によって確立されたといえる。その他、土地の状況、指導者の確保によって、「雪滑」、「水滑」を課してもよいことになっている。

中等学校（女子）は、体錬科教授要旨において、「体錬科ハ身体ヲ鍛錬シ精神ヲ錬磨シテ強健ナル心身ヲ育成シ団体訓練ニカメ皇国女子タルノ実践力ヲ増進スルヲ以テ要旨トス」と皇国女子としての体錬科の目標を定め、「体錬科体操ハ体操及競技並ニ衛生訓練ヲ通ジテ心身ヲ鍛錬シ団体訓練ニカメ献身奉公ノ実践力ヲ増進スルモノトス」。「体錬科武道ハ武道ヲ修練セシメ心身ヲ鍛錬シ武道精神ヲ涵養スルモノトス」。「体錬科武道ハ薙刀ヲ課スベシ但シ弓道ヲ併セ課スルコトヲ得」。「体錬科教練ハ初歩ノ軍事的基礎訓練ヲ施シ至誠尽忠ノ精神ヲ涵養シ心身ヲ鍛錬シ団体訓練ニカメ国防能力ノ啓培ニ資スルモノトス」。「体錬科教練ハ徒手ノ各個及部隊教練、礼式、指揮法及教育並ニ軍事ニ関スル講義等ニ付簡易ナル程度ニ於テ女子ニ適切ナル事項ヲ課スベシ」と体錬科における体系構成と方針について説明されている。

従って、中等学校（女子）における体錬科の教材構成は、体操（体操及競技、衛生訓練）・武道（薙刀、弓道）・教練（軍事的基礎訓練）の三体系と領域構成によって確立された。つまり、中等学校教育における体錬科体系は、中等学校令の趣旨をふまえた「中堅皇国民錬成」にあり、体操・武道・教練の三体系によって確立され、軍国思想を基盤にした教材構成によって成立したといえる。

III. 戦時学徒体育訓練実施要綱

文部省は、昭和18年3月29日発体第55号「戦時学徒体育訓練実施ニ関スル件」を通牒した。

これは、決戦下における戦時非常措置方策として採用された学徒の体育訓練である。

この「戦時学徒体育訓練実施要綱」は、総頁数わづか12頁より成る小冊子で、「大東亜戦争ハ正ニ決戦段階ニ入レリ。コノ秋国運推進ノ原動力タルベキ青年学校ノ体育訓練ハ必然平時ノ夫ト同ジカルベニ非ズ、即チ今コソ最大ノ限度ニ之ガ強化徹底ヲ図ルヲ要スルトト

モノソノ目標ヲ最モ明確ニ戦力増強ノ一点ニ置キ之ニ向ヒテ最モ適切有効ナル実施方策ヲ講ズルヲ要ス。近時各種勤労作業，防空防護訓練ノ実施等ニヨリテ，学徒ノ日常任務ハ著シク増大シ加フルニ画期的ナル学制ノ改革実施セラレ，其ノ学業生活ハ新タナル体制ニ進ミツツアリ，而シテ又各種施設資材ノ節約，交通機関利用期限等戦時下各般ノ事情ハ，体育訓練等ノ実施ニ対シテ平等ト異ル各種ノ制約ヲ加フルアル。克ク此ノ実状ニ即シ此ノ制約ヲ克服シ，進ンデ平時ニ倍スル体育訓練ノ成果ヲ全ウセンガタメニモ，亦，須ク新タナル決意ト新タナル方策トヲ要ス。叙上ノ趣旨ニ基キ昭和18年度学徒体育訓練ノ実施ハ本要綱ニ拠リ，文部省，各学校及関係各方面ノ協心戮力ニヨリテ其ノ徹底ヲ期ス。」と示され，戦時体制下における学徒の体育体系を規定したものである。

その基本方針は，

- (一) 戦力増強，聖戦目的完遂ヲ目標トシ，強靱ナル体力ト不撓ノ精神カトノ育成ニ努ムルコト。
- (二) 特ニ男子ノ学徒ニ在リテハ卒業後ソノスペテガ直チニ将兵トシテ戦上ニ赴クベキ想上，コレニ必要ナル資質，錬磨育成ニ努ムルコト。
- (三) 訓練実施ノ重点ヲ平素ノ訓練ノ普及強化徹底ニ置キ，各種大会試合等ノ諸行事ハ平素ノ訓練ト不離一体ノ関係ニ於テ真ニ緊急ト認メラルモノニツキ厳選実施スルコト。
- (四) 全学徒ノ体力，健康状態ナドヲ考慮シ，適切ナル訓練ニヨリ強健ナル者ヲ一層鍛錬スルトトモニ，強健ナラザル者ノ強健化ニ努ムルコト。

と訓練実施に関する方向性に重点を置き，軍事体育の鍛錬体系を規定している。

つまり，これは，体系的規定としてよりは方向的な規定であって，正課の体錬科教授要目または要項，修練指導要項に準拠し，その徹底を期するとともに戦技訓練として，行軍，戦場運動，銃剣道，射撃，特技訓練として，海洋訓練，航空訓練，機甲訓練，馬事訓練等を訓練種目として特に課外において実施するよう指示したのである。

これは，実戦的な戦時訓練を体育体系へ導入し，体育における指導体制は，次第と偏向的な傾向が強くなり，単なる戦闘訓練としての訓練体系へと突入したのである。

従って，戦時体制下における体育体系としては，戦闘，戦技訓練体系の突入によって一応の区切りといえることができる。

IV. 社会体育の動向

この期の社会体育的動向は，戦時体制下において活動自体が規制されるようになり，内容的に非常に縮小したといえることができる。

それは，戦時体制下においてすべての活動が抑制され統制されるようになったからである。そして，従来社会体育の中核をなしていたスポーツ活動は，昭和12年を境として頭うちとなり下降し始め，反対に，軍事政策としての集団的連続体操が職場，学校において制度化されるようになり，国家的施策によって拡大されていったのである。

従って、この期の社会体育的動向は、戦時体制下における軍事政策のもとに体系化がはかられ、従来のスポーツ活動を媒体とした競技大会と集団的連続体操の二系統によって制度化されたといえる。

以下、この期の主な動向について取りあげる。

昭和12年2月11日日本体育保健協会は、紀元節にあたり「建国体操」を発表した。

これは、年齢、性別等に差がなく構成された体操で、発表の年非常に賞賛をうけ普及したところのものである。

そして、昭和12年5月31日には、神田一ツ橋に「国民体育館」を開館。

昭和12年10月4日体協理事会は、明治神宮大会を期に国民精神総動員へ全スポーツ団体の協力を表示する。

それは、次第とスポーツを国防競技化していったのである。

昭和13年2月10日厚生省全国の工場へ朝礼と体操の実行を布告する。

昭和13年5月9日文部省は、「学校体操場ノ使用ニ関スル件」について通牒、公私立学校の体操場施設の開放をはかった。

昭和13年5月15、16日には、第1回関東地方青年学校国防体育大会開催、国防競技会としてあらわれた。

また、11月「国民精神作興大会」が開催された。

昭和14年2月14日「全国ラジオ体操の会」が結成され、集団体操の意気昂揚を示す。

そして、厚生省は、「大日本青年体操」、「大日本国民体操」を発表。大日本国民体操は、昭和3年のラジオ体操第一、昭和7年のラジオ体操第二について、昭和14年12月1日第三ラジオ体操として学校むけに放送が開始された。

昭和14年5月16日従来の明宮神宮体育大会が政府主催に移管され「明治神宮国民体育大会」と改称され、国防競技を採用することに決定された。

また、8月16日文部省は、学生の運動競技を休日以外禁止、運動競技の規制が示された。

そして、11月厚生省主催の第10回明治神宮国民体育大会が開催され、軍事政策としての国防競技が登場した。

昭和15年6月5～9日東亜競技大会東京大会開催、9月16～20日興亜厚生大会11カ国代表を大会に集めて開催。

昭和15年9月厚生省「大日本体操」制定。

昭和15年9月29日明治神宮外苑競技場において第1回自校体操大会が開催され、各府県代表8000人、中等学校36校が参加発表を行なう。

昭和16年2月1日厚生省は、国民の体力強化向上策として「まず歩こう」運動を国民運動の一環のとして提唱した。

また、同時に、厚生省は、各種運動競技の開始に先だち観覧者のスタンド体操の試案を発表。

昭和16年4月1日「大日本厚生体操」発表。

昭和16年9月1日厚生省「歩け運動」強調のため能力別鍛錬路を選定させ、日曜祭日に集団歩行を実践するよう示達する。

昭和16年9月16日第12回明治神宮体育大会開催、但し、卓球、ハンドボール、重量あげ、ホッケー等除外、出場資格として体力章検定合格者を条件と定めた。

また、厚生省は、9月24日一般民間団体の主催する体育行事を統制することを通牒した。昭和17年3月1日文部省は、学生生徒の運動競技、試合および大会開催を相当抑制してきたが、今後緩和の方針を発表する。

昭和17年7月3日厚生省は、第13回明治神宮体育大会を「明治神宮国民錬成大会」と改称、夏、秋、冬期の三大大会に区分、その他の要綱について決定する。

そして、方針として、時局に鑑み錬成競技会が非常に活発化の方向へむく。

昭和17年7月24日～31日学徒体育振興会主催「全国高等学校体育大会」が開催、7月27日～30日「女子学徒総合体育大会」、8月22日～29日「全国男子中学校体育大会」、「全国男子師範学校体育大会」が行なわれる。

昭和18年に入ると、全国壮丁皆泳必成訓練を施すようになった。

昭和18年11月7日第14回明治神宮国民錬成秋季大会開催される。

昭和19年に入ると、スポーツ団体等は、ほとんど消滅してくる。

昭和19年8月4日閣議にて「国民総武装」が決定され、竹槍訓練が開始される。

昭和19年10月3日大日本体育会は、「農民体操」を発表する。

以上、戦時期における社会体育的動向について取りあげたが、軍事思想を基盤として体育的活動も規制され、政府施策のもとに展開がなされたといえる。

そして国民精神総動員体制下において厚生省を行政上の中心機関として集団体操、国防競技採用による競技会の運営と二つの方向からの組織化がみられたが、実動的な社会体育的動向をみることはできなかった。

それは、戦時非常体制下における国民運動としての政策上の活動施策であり、内容的に規制されたからといえることができる。

V. 結 尾

この期の体育的動向は、戦時体制下において軍国主義的体育体系を構築していたといえることができる。

それは、教育審議会を中心とした学制改革によって制度化され、体錬科の成立によって体系づけられていったのである。

これは、軍国思想を基盤にした皇国民錬成教育によるもので、鍛錬主義を中軸にした偏向的体育体系の制度化といえる。

従って、昭和戦時期の日本の体育体系構築に関する動向は、国民精神総動員運動に始まり、

教育制度の改革から国民学校制度を基盤とし、中等、高等教育の一環制を提示、身体の鍛錬と精神の錬磨による国防能力の向上、献身奉公の実践力をそなえた心身一体の皇国民の育成ということであり、精神主義的体育体系を指導理念として構築していったとすることができる。

これは、戦時期における体錬科の概念と方向性を規定したものであり、方法的に「国民統一」を国家施策として導入した体系構築とすることができる。

つまり、体錬科体系は、初等、中等、高等教育の一環制を定め、教練（基礎的軍事訓練）・体操（徒手体操、競技、遊戯活動）・武道（剣道、柔道、銃剣道、薙刀、弓道）の三領域体系によって統一され、軍事的指導体系を確立していったのである。

これは、軍国思想を基盤とした皇国民錬成のための「下から上」への直線的指導体系を示したものであり、本来の体育的要素としての教育性は、戦時的国家施策のため規制されたとすることができる。

それは、戦時期という社会情勢下において体錬科の概念が方針として規制されたためであり、内容的に偏向的なものへと縮小され、硬直化を示すようになったとすることができる。つまり、昭和戦時期（1937～1945）の体育体系は本来の教育的指導体系が体錬科の成立によって軍国的体育体系へと移行し、非常時における偏向的な鍛錬、訓練体系へと戦時硬直化していったといえる。

これは、明治以降学校体育を中心に展開されてきた日本の体育体系にとって、一応戦前期の体系的終結とすることができる。

最後に、本研究に際し、ご指導ご協力を賜りました本学河野・太田両教授、松原先生に厚く感謝いたします。

参 考 文 献

1. 木村吉次, 学校体育 100 年史 一明治38年より大正15年まで—新体育, VOL. 43. No. 2, 1973, pp. 114~117.
2. 今村嘉雄, 学校体育 100 年史 一大正15年より昭和11年まで—新体育, VOL. 43, No. 3. 1973, pp. 194~198.
3. 井上一男, 学校体育 100 年史 一昭和11年学校体操教授要目第二改正より終戦まで—新体育, VOL. 43, No. 4. 1973, pp. 286~289.
4. 佐藤友久, 日本体操実技史の研究, 道和書院, 1971. pp. 154~156. pp. 164~168. pp. 174~177.
5. 今村嘉雄, 体育史資料年表, 不昧堂, 昭44. pp. 536~546.
6. 井上一男, 学校体育制度史, 大修館, 昭45. pp. 120~134. pp. 370~381. pp. 382~410. pp. 411~431.
7. 国立教育研究所, 日本近代教育 100 年史, 第 5 巻, 1974. pp. 877~929. pp. 932~1007. pp. 1041~1090. pp. 1103~1130. pp. 1135~1155. pp. 1157~1187. pp. 1209~2233.
8. 国立教育研究所, 日本近代教育 100 年史, 第 1 巻, 1973. pp. 419~475. pp. 476~589. pp. 589~603.

9. 川上雅之, 日本の体育体系に関する研究<明治期>, 岡理大紀要, 第10号, 1974. pp. 1~12.
10. 川上雅之, 日本の体育体系に関する研究<大正期>, 岡理大紀要, 第11号, 1975. pp. 1~14.
11. 川上雅之, 日本の体育体系に関する研究<昭和初期の動向> 岡理大紀要, 第12号, 1976. pp. 1~13.
12. 竹之下休蔵, 体育五十年, 時事通信社, 昭25. pp. 253~282.
13. 岸野雄三, 近代スポーツ年表, 大修館, 1973. pp. 166~183.
14. 今村嘉雄, 日本体育史, 不昧堂, 1970. pp. 580~613.
15. 水野・木下・渡辺・木村, 体育史概説—西洋・日本—杏林書院, 昭47. pp. 293~303.
16. 石橋武彦, 修身教科書に現われた保健体育思想の研究, 不昧堂, 1971. pp. 315~396.
17. 内山・増田・熊谷, 近世日本教育文化史, 学芸図書, 昭42. pp. 319~335.
18. DEOBOLDB, VAN DALEN, BRUCE L. BENNETT. A WORLD HISTORY OF PHYSICAL EDUCATION—PHYSICAL EDUCATION IN JAPAN— pp. 627~631.
19. 岸野・多和, スポーツの技術史, 大修館, 昭49. pp. 49~57. p. 85. pp. 159~160. p. 196. p. 239. p. 337. p. 371. p. 286. p. 400. p. 443. p. 475. p. 514. p. 550. p. 588. p. 622. pp. 628~629.
20. 遊津孟, 日本スポーツ創世紀, 恒文社, 昭50. pp. 217~307.
21. 文部省, 学制百年史, 昭47. pp. 551~629.
22. 文部省, 学校保健百年史, 昭48. pp. 261~290.
23. 川村英男, 日本体育史, 逍遙書院, 昭47. pp. 149~172.
24. 岡津守彦, 教育課程<各論> <戦後日本の教育改革, 第7巻> 1973. 東京大学出版会, pp. 365~378. pp. 401~409. pp. 470~474.
25. 内川芳美, ドキュメント昭和史, 3. 日中戦争, 平凡社, 昭50. pp. 4~12. pp. 68~76. pp. 111~115. pp. 118~135

A Study of The Physical Education System in Japan

—The Tendency in War Times of The “Showa” Period—

Masayuki KAWAKAMI

This research is an analysis of the system of physical education in Japan in war times (1937 to 1945) of the “Showa” period.

The physical education system of this period was influenced by the nationalistic military thought. And the activities of the physical education was formed with the military training as aims of guidance.

This is usually said that in this period the physical education in Japan was established as the militaristic physical education.